

# 古紙の分別方法について

リサイクルが可能な古紙には、新聞、雑誌だけでなく、お菓子の箱、包装紙、メモ用紙などの「**雑がみ**」があります。

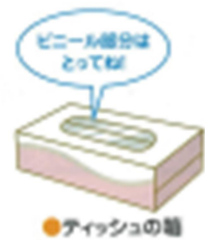
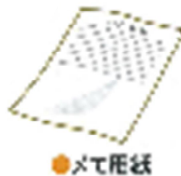
本市の家庭から出る燃えるごみには、資源ごみが約2割含まれており、その内の半分がこの古紙です。

燃えるごみの削減のため、古紙は「燃えるごみ」ではなく「**古紙・古着**」の収集日に排出してください。

## ● 「雑がみ」とは何ですか？

お菓子やティッシュの箱、包装紙、はがきだけでなく、メモ用紙、シュレッターした紙も、「雑がみ」としてリサイクル可能です。

詳しくはチラシ「雑がみは資源です!!」をご確認ください。



## ● リサイクルができない古紙は何がありますか？

使用済みのティッシュなど汚れた紙、レシートなどの感熱紙、紙コップなどの加工紙です。

リサイクルができない紙は、燃えるごみとして排出してください。

詳しくはチラシ「雑がみは資源です!!」をご確認ください。

## ● 古紙の排出方法を教えてください。

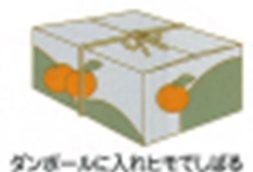
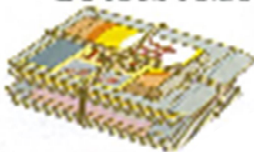
新聞、雑誌などは、直接ヒモでしばって排出してください。

シュレッターした紙、メモ用紙などの小さな紙は、紙袋に入れてヒモでしばるなど、飛散しないようにしてから排出してください。

古紙は、ご家庭にある紙袋や古封筒・段ボールにためてから排出してください。

古紙を粘着テープ類で止めることは、テープや粘着材が異物となり、古紙が再生できなくなる可能性がありますので、古紙の固定にはヒモをご利用ください。

ヒモでしっかりしばる



紙袋・古封筒に入れてヒモでしばる



## お問い合わせ先

尾張旭市市民生活部環境課ごみ減量係

電話 0561-76-8135 (直通)